



空き家登録制度

河内町空き家登録制度は、河内町へ移住・定住の促進と空き家の有効活用を図ることを目的に、空き家情報を登録していただく制度です。

空き家を「貸したい」、「売りたい」という所有者の方、またそんな空き家を「借りたい」、「買いたい」という河内町へ移住・定住を希望する方は是非ご相談ください。

空き家登録制度の活用方法

空き家所有者

① 空き家物件の登録申請

「空き家登録カード」に必要事項を記入して町へ登録の申請を行う。

② 現地確認

登録カードをもとに空き家の現況及び所有者情報等を確認する。

⑤ 見学相談の連絡

見学等の問い合わせ

河内町役場

役場



※町では斡旋・交渉・契約は行いません。当事者間で行っていただきます。

利用希望者

③ 物件情報の公開

「空き家台帳」に登録された物件の情報をHPなどで公開する。

④ 見学等の申込み

物件の見学等の申込みを行う

交渉・契約

※1 登録物件の管理については、引き続き所有者の方に行っていただきます。

※2 契約等に関するトラブルは当事者間で解決してもらいます。

